



こんにちは！ 日本共産党の

大名みえ子です

ご相談はお気軽にお寄せください

2008年 9月5日 103

〒319-1112

東海村村松2401-2

oona_toukai@yahoo.co.jp

電話・ファックス 029-284-0761

原子炉隔離時冷却系蒸気系排気ライン逆止弁脱落について

党県議・村議団で原電東海第二発電所をヒアリング



説明を受ける左手前から川崎・大名村議、山中・大内県議

党県議・村議団は、8月25日、日本原電東海第二発電所を訪れ、原電が8月7日に発表した原子炉隔離時冷却系排気ラインの逆止弁脱落問題について、経過・対応・課題等説明を伺いました。

説明は、東海事務所渉外担当の雲井修一氏が行いましたが、冒頭、「たいへんご心配をおかけしました」と釈明した上で、「当該弁は、疲労破壊を想定しての点検を行ったことがない」ことを明らかにしました。

【経過・概要】

今年3月18日より、8月上旬終了を目安に第23回定期検査中で、7月9日より調整運転に入っていた。

8月4日(月)20時50分頃 原子炉格納容器内の窒素の圧力が低下傾向であることを確認。低下傾向は、原子炉隔離時冷却系定期試験後に確認されたことから、調査箇所を絞り込んだ。

8月5日(火)20時05分 保安規定に定める運転上の制限を逸脱していると判断。保安規定に基づき必要な措置を講じた上で、原子炉隔離時冷却系を隔離し調査した結果

8月7日(木) 蒸気系排気ラインの逆止弁体が外れて落下していることを確認、対策を講ずることとした。

13時15分 原子力安全・保安院(原子力防災課、原子力検査課)へ、「弁脱落」を連絡

13時47分 東海村に「弁体脱落」を連絡(茨城県にも)

17時00分 「運転上の制限逸脱」を宣言

17時10分 原子力安全・保安院(原子力防災課)が、実用炉規則第19条の17第5号による「報告基準」に該当と判断

18時48分 事故・故障の発生を関係箇所に電話連絡

【安全協定に基づく通報】 東海村(18時48分通報FAX配信終了)

茨城県(18時38分通報FAX配信終了)

逆止弁の補修を行い、機能の健全性を確認し、

8月15日(金)12時38分 通常状態に復帰

8月17日(日)10時ごろ 再び、原子炉格納容器の圧力の低下傾向を確認。点検調査の結果、当該逆止弁が原因の可能性が高いことから、

19時17分 保安規定に定める運転上の制限を逸脱していると判断、必要な措置を講じた上で原子炉隔離時冷却系を隔離し、再点検を実施する事に。

点検結果・・・逆止弁の内部には問題ないことを確認。弁体上部付近で0.20mmの隙間を発見。

対策をとり、8月26日(火)21時17分通常状態に復帰 点検結果は25日のヒアリング以降の事です。

原電の対応に数々の疑問

【説明を受けたあと各議員から出された主な質問は次のとおりです】

1. 原子力安全・保安院へ「弁脱落」を連絡してから、安全協定にもとづく通報にいたるまで約5時間半要したのはなぜか。
2. 当該弁は原電の長期保全計画ではどうなっていたか。
3. メーカーが分解点検するよう推奨していたのに、24回定検に送ると判断したのはなぜか。
4. 運転員が当該弁の開閉音が従来からくりかえされていることを認識していたにもかかわらず、疲労を想定した点検内容の見直しをしなかったのはなぜか。
5. 今回のように、定期検査箇所ではないが心配される箇所は他にもあると思うが、事象発生前に未然に発見するためにはどうすればよいのか。
6. 一度補修したにもかかわらず、再度窒素漏れを生じたのはなぜか。
7. 脱落部品が発見されていないので、運転を止めて発見するべきではないか。
8. サプレッションプール内に落としたままでよいのか、溜まる一方になるということではないのか。
9. 今回の事象は、老朽化の一端ではないか。まもなく運転30年経過を迎えるが、県民は原発の老朽化という事に大変心配をしている。いったん止めて総点検をすべきではないか。

9月議会の主な内容についてお知らせします

みなさんの声をとりあげ、住民の立場での決算審査にとりくみます

会期 9月1日～9月24日

一般質問 9月9日(火) 1江里いつ議員 2川崎篤子議員

3相沢一正議員

10日(水) 1高橋 昭議員 2越智辰哉議員

3舛井文夫議員

11日(木) 1岡崎 悟議員 2井坂茂子議員

3大名美恵子

2007年度村会計決算審査委員会 9月12・16・17日

<村長提出議案の主な特徴>

- 1 「ふるさと納税」控除と住民税の年金天引きに関する税条例の一部「改正」
- 2 福祉センターを指定管理者制度で委託することに変更する条例「改正」
- 3 東海村研究プラザの設置と管理に関する条例制定...N T T後の建屋11号棟2 F
- 4 教育委員の承認...2名の方の承認が求められます
「後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書提出」の請願の文教厚生
委員長報告「不採択」に関する審議